

国民年金保険料は、納付期限を守って納めましょう！

国民年金への加入が義務付けられている1号被保険者(自営業・自由業・学生・無職の方等)は、国民年金保険料を納めなければなりません。保険料は、収入や年齢に関係なく一定の額を加入した月から納めていただくことになっています。

令和4年度の定額保険料は、月額16,590円です。付加保険料は月額400円(希望する方のみ)です。

付加保険料は、定額保険料に月額400円をプラスして納めることで、老齢基礎年金額に上乘せされます。付加年金を2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金を受け取れます。また、受け取る付加年金は定額のため、増減額しません。

※納めた保険料は、全額が納付された年の社会保険料控除の対象となります。領収書および控除証明書は、大切に保管してください。

【国民年金制度】

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。国民年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金があります。

【加入するには】

加東市役所の市民課または保険医療課の窓口届け出をしてください。勤務先ですでに厚生年金、共済組合に加入している方は必要ありません。

口座振替での前納・早割が便利でお得です！

保険料の納め方

- ①納付書(現金納付)で納付……毎月の保険料の納付期限は、翌月末日
- ②納付書(現金納付)で前納……一定期間の保険料を前払い(前納)すると割引 (※1)
- ③口座振替で納付……早割(当月末日振替)なら月々50円割引 (※2)
- ④口座振替で前納……納付書(現金)で前納より割引額が多い(6か月・1年・2年) (※2)

「口座振替」と「現金納付」の比較表

保険料の納め方	定額の保険料	割引後の 口座振替額	割引額		申込書 提出期限	口座振替日
			口座振替(※2)	現金振替(※1) クレジットカード納付		
① 毎月(翌月末日口座振替・現金納付)	16,590円	16,590円	-	-	随時	翌月末
③ 毎月早割(当月末日の口座振替)	16,590円	16,540円	50円	-	随時	当月末
②・④ 6か月前納	99,540円	98,410円	1,130円	810円	2月末	4月末
					8月末	10月末
②・④ 1年前納(4月～翌年3月分)	199,080円	194,910円	4,170円	3,530円	2月末	4月末
②・④ 2年前納(4月～翌々年3月分)	397,320円	381,530円	15,790円	14,540円	2月末	4月末

※口座振替日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日になります。

※手続き等の詳細については、保険医療課にお問い合わせください。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0501

